

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免について

1 実施内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）が減少した等の世帯に対し国民健康保険税の減免を行う。

2 減免の対象となる世帯

下記のいずれかに該当する世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

イ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

3 減免の割合

上記(1)の場合 全額

上記(2)の場合 対象となる保険税の金額に、所定の減免割合（2割～10割）を乗じて算出

$$\text{対象保険税額} = \text{保険税額} \times \frac{\text{主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等に係る前年の所得額}}{\text{世帯全員の前年の合計所得金額}}$$

減免割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

$$\text{減免額} = \text{対象保険税額} \times \text{減免割合}$$

4 減免の対象となる期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合は年金支給日）が設定されている保険税

5 事業費

90,122千円（令和元年度分）

435,847千円（令和2年度分）

※ 財源には、全額国の補助金を充当する。

6 事業に係るスケジュール

令和2年6月中旬 当初納付書発送時に減免制度周知のための文書を同封
減免申請の受付開始

6月中旬から 減免申請の審査、減免の決定

7 モデルケース

夫婦2人世帯で、令和元年の収入が事業収入と給与収入の場合
所得の内訳

	令和元年収入（所得）額	令和2年収入（見込）額
世帯主	事業収入 2,000,000円 (事業所得 700,000円)	事業収入 1,000,000円
	給与収入 700,000円 (給与所得 50,000円)	給与収入 700,000円
	所得合計 750,000円	
	妻	
妻	給与収入 1,200,000円 (給与所得 550,000円)	給与収入 1,200,000円

賦課されている保険税額

令和元年度保険税額	令和2年度保険税額
年間保険税額 166,100円 (うちR2.3.2 納期限保険税 16,600円 R2.3.31納期限保険税 16,600円)	年間保険税額 172,300円

(1) 減免基準ア～ウについて

ア：世帯主の事業収入額が200万円から100万円で10分の3以上減少

イ：世帯主の令和元年の所得合計が75万円で1,000万円以下

ウ：世帯主の事業所得以外の令和元年所得（今回は給与所得）の合計額が5万円で400万円以下

となり、すべての基準を満たすため、減免対象となる。

(2) 減免額について（令和元年度分）

減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

A：33,200円（対象期間保険税）

B：700,000円（世帯主の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額。今回は事業収入のため、事業所得額700,000円）

C：1,300,000円（世帯全員の令和元年所得合計額1,300,000円）

減免割合（D）：全部（世帯主の令和元年所得合計額750,000円より）

保険税の減免額 ※100円未満切り上げ

(A)	(B)	(C)	(D)
33,200円	×	(700,000円 / 1,300,000円)	×
			10/10
			= 17,900円
33,200円	-	17,900円	=
			<u>15,300円（減免後の保険税額）</u>

(3) 減免額について（令和2年度分）

減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

A：172,300円（対象期間保険税）

B：700,000円（世帯主の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額。今回は事業収入のため、事業所得額700,000円）

C：1,300,000円（世帯全員の令和元年所得合計額1,300,000円）

減免割合（D）：全部（世帯主の令和元年所得合計額750,000円より）

保険税の減免額 ※100円未満切り上げ

(A)	(B)	(C)	(D)
172,300円	×	(700,000円 / 1,300,000円)	×
			10/10
			= 92,800円
172,300円	-	92,800円	=
			<u>79,500円（減免後の保険税額）</u>